

海洋立国推進功労者表彰実施要領

1. 目的

この表彰は、科学技術、水産、海事、自然環境など海洋に関する幅広い分野における普及啓発、学術・研究、産業振興等において特に顕著な功績を挙げた個人又は団体について、その功績をたたえ広く紹介することにより、国民の海洋に関する理解・関心を醸成する契機とすることを目的とする。

2. 表彰者

内閣総理大臣

3. 表彰の対象

以下の各分野及び部門において、特に優れた功績を認められた個人又は団体に対して表彰を行う。

(1) 「海洋立国日本の推進に関する特別な功績」分野

① 「普及啓発・公益増進」部門

海洋に関する科学技術・学術、研究、開発、芸術、文化、教育、スポーツ、レクリエーション、市民活動、事業活動を通じ、海洋に関する普及啓発・公益増進に著しい功績のあった者又は団体

② 「科学技術・学術・研究・開発・技能」部門

海洋に関する安全、環境、地球変動、生物、資源、産業の各分野において優れて画期的な科学技術・学術・研究・開発や技能の成果を挙げ、海洋に関する科学技術・学術・研究・開発・技能の発展に著しい功績のあった者又は団体

③ 「産業振興」部門

イ 海運、造船、水産その他の海洋産業分野での優れて画期的な生産技術や経営手法の導入などにより経営革新を実現し、当該産業の振興・活性化に著しい功績のあった者又は団体

ロ 海運、造船、水産その他の海洋産業分野における需要創出、人材育成、安全性向上、環境負荷の軽減等に寄与する優れて画期的な取組みにより、当該産業の振興・活性化に著しい功績のあった者又は団体

④ 「地域振興」部門

離島や沿岸地域において、海洋の特性を活かした観光の振興、新産業の創出、生活基盤の整備等に関する優れて画期的な施策に取り組み、地域の振興・活性化に著しい功績のあった者又は団体

(2) 「海洋に関する顕著な功績」分野

① 「海洋に関する科学技術振興」部門

「科学技術分野の文部科学大臣表彰」の被表彰者のうち、海洋に関する科学技術の振興について特に優れた功績があった者又は団体

② 「水産振興」部門

「豊かな海づくり農林水産大臣賞」、「民間部門農林水産研究開発功績者表彰」、「農山漁村女性チャレンジ活動表彰」、「農山漁村いきいきシニア活動表彰」、「全国青年・女性漁業者交流大会農林水産大臣賞」、「浅海増殖研究発表全国大会農林

水産大臣賞」又は「農山漁村女性・シニア活動表彰」の被表彰者のうち、水産業の振興発展、水産分野における学術・研究・技術・技能の発達について特に優れた功績があった者又は団体

③「海事」部門

「海事関係功労者表彰」、「気象庁業績表彰国土交通大臣表彰」又は「交通文化賞」の被表彰者のうち、海事関係事業（海運関係、造船関係、船員関係、港湾関係、海上保安関係、気象関係の各事業）の振興発展及び海事に係る交通文化の向上において特に優れた功績があった者又は団体

④「自然環境保全」部門

「環境保全功労者表彰」、「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰、「野生生物保護功労者表彰」、「エコツーリズム大賞」、「自然公園ふれあい全国大会における自然公園関係功労者環境大臣表彰」又は「全国野生生物保護実績発表大会環境大臣賞」の被表彰者のうち、海洋に係る自然環境の保全において特に優れた功績があった者又は団体

4. 各分野を担当する省

前項の各分野を担当する省を次のとおりとする。

(1)「海洋立国日本の推進に関する特別な功績」分野

①「普及啓発・公益増進」部門

文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

②「科学技術・学術・研究・開発・技能」部門

文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

③「産業振興」部門

文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

④「地域振興」部門

文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

(2)「海洋に関する顕著な功績」分野

①「海洋に関する科学技術振興」部門

文部科学省

②「水産振興」部門

農林水産省

③「海事」部門

国土交通省

④「自然環境保全」部門

環境省

5. 被表彰者の審査・選出方法

(1) 被表彰者の審査・選出を行うために、前項の各省（以下「関係各省」という。）が協力して選考委員会を設ける。

(2) 選考委員会は、「海洋立国日本の推進に関する特別な功績」分野における被表彰者について審査を行い、被表彰候補者の中から内閣総理大臣表彰を受けることが適当であ

ると認められる者を、同分野全体で4名以内選出する。また、選考委員会は、「海洋に関する顕著な功績」分野における被表彰者について審査を行い、被表彰候補者の中から内閣総理大臣表彰を受けることが適当であると認められる者を、同分野の部門ごとに1名以内選出する。

- (3) 選考委員会は、関係各省が推薦した被表彰候補者を対象として審査を行い、被表彰者を選出する。
- (4) 選考委員会委員は、関係各省からの推薦者（各省1名）及び海洋政策全般に関する有識者（3名）とする。
- (5) 選考委員会委員の互選により、選考委員長を選任する。
- (6) 選考委員会委員のうち、被表彰候補者の利害関係者は、その被表彰候補者についての審査から外れることとする。なお、利害関係者の範囲は、次の通りとする。
 - ① 被表彰候補者と親族関係にある者。
 - ② 被表彰候補者と所属を同じくする者あるいは過去三年以内に所属を同じくした者。
 - ③ 被表彰候補者あるいは候補者の所属先と契約関係にある者。
 - ④ 被表彰候補者にかかる事例について直接の競争関係にある者。
 - ⑤ その他、関係省庁が利害関係者と判断した場合。
- (7) 選考委員会委員は、選考委員会委員でなければ取得し得なかった情報を、選考委員会外にもらさないこと、また、その情報を善良な管理者の注意義務をもって管理することとする。

6. 表彰の方法

表彰状及び副賞を授与することにより行う。

7. 表彰の時期

被表彰者の選出は毎年行い、表彰式は7月の「海の日」前後に行うこととする。

8. 表彰の事務

関係各省が内閣官房総合海洋政策本部事務局の協力を得て行うこととする。

9. 実施細則

本要領の実施に関して必要な事項は、各省において実施細則として別途定めることとする。

10. 附則

この実施要領は、平成25年4月11日から適用する。

海洋立国推進功労者表彰の文部科学省関係分野に係る実施細則

22文科開第740号

平成23年2月24日

文部科学大臣決定

海洋立国推進功労者表彰の文部科学省関係分野における被表彰候補者の選出は、本実施細則に基づいて行うものとする。

1 表彰の対象部門

被表彰候補者の選出は、「海洋立国日本の推進に関する特別な功績」分野の各部門及び「海洋に関する顕著な功績」分野のうち「海洋に関する科学技術振興」部門とする。

2 被表彰候補者の選出事由

- (1) 「海洋立国日本の推進に関する特別な功績」分野の各部門における被表彰候補者の選出は、文部科学省関係分野において、海洋立国推進功労者表彰実施要領（以下「実施要領」という。）3（1）①から④までの各号に該当する功績のあった者で、当該功績により「科学技術分野の文部科学大臣表彰」を受けたことのある者又は当該功績がこれと同等以上の顕著な功績であると認められる者に対して行うものとする。
- (2) 「海洋に関する顕著な功績」分野のうち「海洋に関する科学技術振興」部門における被表彰候補者の選出は、実施要領3（2）①に該当する功績のあった者で、当該功績により「科学技術分野の文部科学大臣表彰」を受けたことのある者に対して行うものとする。

3 被表彰候補者に必要な資格

- (1) 既に国家栄典（叙勲及び褒章）を受けている者は表彰の対象としない。
- (2) 禁固刑以上の刑歴を有する場合には表彰対象から除外する。

4 被表彰候補者の推薦

研究開発局長は、各部局と意見調整の上、被表彰候補者の推薦を行う。

平成23年2月24日
研究開発局

海洋立国推進功労者表彰の文部科学省分野に係る実施細則の運用について

海洋立国推進功労者表彰の文部科学省分野に係る実施細則（平成23年2月24日
文部科学大臣決定）については、次のとおり取り扱うものとする。

第2項（被表彰者の選出事由）関係

被表彰者の選出に係る評価は、それぞれの分野・部門ごとに、次の事項を参考に行
うものとする。

（1）「海洋立国日本の推進に関する特別な功績」分野

①「普及啓発・公益増進」部門

- ア 科学技術・学術、研究、開発などの成果の普及に関すること
- イ 一般国民の注目度に関すること
- ウ 社会への波及効果に関すること

②「学術・研究・技術・技能」部門

- ア 科学技術・学術、研究、開発などの成果に関すること
- イ 科学技術・学術、研究、開発などの独自性・創造性に関すること
- ウ 社会への波及効果に関すること

③「産業振興」部門

- ア 取組による経営革新などの成果に関すること
- イ 取組の独自性・創造性に関すること
- ウ 企業の経営改善又は産業の振興・活性化の効果に関すること
- エ 社会的注目度・波及効果に関すること

④「地域振興」部門

- ア 施策の成果に関すること
- イ 施策の独自性・創造性に関すること
- ウ 地域の振興・活性化の効果に関すること
- エ 社会的注目度・波及効果に関すること

（2）「海洋に関する顕著な功績」分野

①「海洋に関する科学技術振興」部門

- ア 海洋に関する科学技術振興の成果に関すること
- イ 海洋に関する科学技術振興の独自性・創造性に関すること
- ウ 社会への波及効果に関すること
- エ 過去に受賞した文部科学大臣表彰

第4項（被表彰候補者の推薦）関係

被表彰候補者の推薦を行おうとする本省及び文化庁の部局、関係団体並びに都道府

県の長は、被表彰候補者に関する別紙様式1のうち該当する分野・部門のものによる調書を作成し、次の各号に掲げる資料を添えて、研究開発局長あて（都道府県及び政令市の長においては文部科学大臣あて）提出するものとする。

- 一 履歴書
- 二 刑罰等調書（別紙様式2）または自認書
- 三 戸籍抄本
- 四 団体においては、定款、寄附行為その他これに類するもの
- 五 その他参考となる資料